

令和2年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

款項目 節	給与集中管理 特別会計合計	1款 給与費			総務部 合計
		1項 給与費	1目		
			給与費		
1 報酬	2,620,276	2,620,276	2,620,276	2,620,276	2,620,276
2 給料	11,399,225	11,399,225	11,399,225	11,399,225	11,399,225
3 職員手当等	9,302,768	9,302,768	9,302,768	9,302,768	9,302,768
4 共済費	4,266,865	4,266,865	4,266,865	4,266,865	4,266,865
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賞金					
8 報償費					
9 旅費	71,280	71,280	71,280	71,280	71,280
費用弁償	71,280	71,280	71,280	71,280	71,280
普通旅費					
特別旅費					
10 交際費					
11 需用費					
12 役務費					
13 委託料					
14 使用料及び賃借料					
15 工事請負費					
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費					
19 負担金、補助及び 交付金					
20 扶助費					
21 貸付金					
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び 割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金					
26 寄附金					
27 公課費					
28 繰出金					
予備費					
計	27,660,414	27,660,414	27,660,414	27,660,414	27,660,414
財源					
起債					
内 其 他	27,660,414	27,660,414	27,660,414	27,660,414	27,660,414
繰入金					

条 例 名 等	職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例																						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      地方自治法の一部が改正され、職員等の県に対する損害賠償責任について条例で定める額を超える額について免責することができることとされたことに伴い、当該条例で定める額等必要な事項を定める。</p> <p>2 概要                      職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対する賠償の責任を負う額のうち次に掲げる職員等の区分に応じそれぞれに定める額を超える額を免責するものとする。</p> <p>(1) 知事 基準給与年額に6を乗じて得た額                      (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 基準給与年額に4を乗じて得た額                      (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、病院事業の管理者又は警察本部長 基準給与年額に2を乗じて得た額                      (4) 職員((2)及び(3)に掲げる職員を除く。) 基準給与年額に1を乗じて得た額</p> <p>3 施行期日等                      (1) 施行期日は、令和2年4月1日とする。                      (2) 鳥取県地方独立行政法人法施行条例について、所要の改正を行う。</p> <p>[参考]                      地方自治法施行令(政令)で定める基準                      (警察以外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員等の区分</th> <th>賠償額の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>各種手当を除く給与 6年分</td> </tr> <tr> <td>副知事等</td> <td>各種手当を除く給与 4年分</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業管理者等</td> <td>各種手当を除く給与 2年分</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>各種手当を除く給与 1年分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(警察)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>警察本部長</td> <td>各種手当を除く給与 2年分</td> </tr> <tr> <td>地方警務官</td> <td>各種手当を除く給与 1年分</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方独立行政法人法施行令(政令)で定める基準                      (地方独立行政法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役員の区分</th> <th>賠償額の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長又は副理事長</td> <td>報酬 6年分</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>報酬 4年分</td> </tr> <tr> <td>監事又は会計監査人</td> <td>報酬 2年分</td> </tr> </tbody> </table>	職員等の区分	賠償額の上限額	知事	各種手当を除く給与 6年分	副知事等	各種手当を除く給与 4年分	地方公営企業管理者等	各種手当を除く給与 2年分	一般職	各種手当を除く給与 1年分	警察本部長	各種手当を除く給与 2年分	地方警務官	各種手当を除く給与 1年分	役員の区分	賠償額の上限額	理事長又は副理事長	報酬 6年分	理事	報酬 4年分	監事又は会計監査人	報酬 2年分
職員等の区分	賠償額の上限額																						
知事	各種手当を除く給与 6年分																						
副知事等	各種手当を除く給与 4年分																						
地方公営企業管理者等	各種手当を除く給与 2年分																						
一般職	各種手当を除く給与 1年分																						
警察本部長	各種手当を除く給与 2年分																						
地方警務官	各種手当を除く給与 1年分																						
役員の区分	賠償額の上限額																						
理事長又は副理事長	報酬 6年分																						
理事	報酬 4年分																						
監事又は会計監査人	報酬 2年分																						

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、知事、法第138条の4第1項に規定する委員会の委員及び委員並びに職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は病院事業の管理者 2

エ 職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 政令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ アに掲げる地方警務官以外の地方警務官 1

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正)

2 鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第10条 略	(委任) 第10条 略
<u>(役員等の損害賠償責任の一部免除)</u> 第11条 <u>法第19条の2第4項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u>	
(1) <u>理事長又は副理事長 6</u>	

(2) 理事 4

(3) 監事又は会計監査人 2

(処分等の制限に係る重要な財産)

第12条 略

(処分等の制限に係る重要な財産)

第11条 略

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例。</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  効率的な債権回収を行うため、債権の管理により収集した滞納者の情報の取扱いについて定めるものである。</p> <p>2 概要                  (1) 滞納処分が可能な債権に未納があるとき                  ・当該債権の管理に必要な範囲において、他の滞納処分が可能な債権及び滞納処分が不可能な債権の管理により収集した情報を利用し、又は提供することができるものとする。</p> <p>(2) 滞納処分が不可能な債権に未納があるとき                  当該債権の管理に必要な範囲内において、他の滞納処分が不可能な債権の管理により収集した情報を利用し、又は提供することができるものとする。</p> <p>3 施行期日                  令和2年4月1日</p> <p>&lt;平成30年度県議会決算審査特別委員会 指摘事項&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○複数の担当課にまたがる未納者の情報の共有や債権管理に関する規定の整備を含めた徴収体制の強化を推進すること。</p> <p>○既に債務者が不在若しくは所在が判明していても資産がないなど、返還の見込みがない回収困難債権の適正な管理を図ること。</p> </div> <p>&lt;概要図&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>①滞納処分が可能な債権</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">税</div> <div style="font-size: 2em;">⇔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">強制徴収公債権</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin: 5px 0;"> <div style="font-size: 2em;">⇐</div> <div style="font-size: 2em;">情報</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">非強制徴収公債権</div> <div style="font-size: 2em;">⇔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">私債権</div> </div> </div> <p>※公債権：行政処分等に基づく分担金、使用料等の債権で、強制徴収公債権は、法令に「国税徴収法の滞納処分の例による」等の規定がある。滞納処分の規定がない公債権は、非強制徴収公債権となる。</p> <p>※私債権：貸付金、病院代、家賃など、契約の当事者間の合意に基づく債権。</p>

鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県債権回収計画等に関する条例（平成25年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（徴収金債権（<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権をいう。以下同じ。</u>）を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(債権回収計画の策定等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(債権の管理により収集した情報の利用等)</p> <p>第3条 <u>実施機関（鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収債権」という。）並びに徴収金債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(債権回収計画の策定等)</p> <p>第2条 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例</p>			
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。</p> <p>2 概要                  公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、以下の3団体を加える。</p> <table border="1" data-bbox="327 660 1061 772"> <tr> <td>公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 全国自治体病院協議会</td> </tr> <tr> <td>地方税共同機構</td> </tr> </table> <p>3 施行期日                  令和2年4月1日</p>	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会	公益社団法人 全国自治体病院協議会	地方税共同機構
公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会				
公益社団法人 全国自治体病院協議会				
地方税共同機構				

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ス 略</p> <p><u>セ</u> <u>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会</u></p> <p><u>ソ</u> <u>公益社団法人全国自治体病院協議会</u></p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> <u>地方税共同機構</u></p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



条例名等	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 新鳥取県史編さん委員会は、新たな鳥取県史の編さんの基本方針や刊行計画を審議、決定することを目的に設置されたが、本年度末をもって事業が終了するため、本委員会を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 知事の附属機関のうち設置目的を達成した鳥取県新鳥取県史編さん委員会を廃止する。 (2) 施行期日は令和2年4月1日とする。</p>

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) 略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項	鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) 略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項
略		鳥取県新鳥取県史編さん委員会	新鳥取県史編さん事業の基本方針及び新鳥取県史の刊行計画等に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する

条例名等	鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 漁業権に基づく内水面の利用等に係る争いについて、他の手段により当事者間の調整が図られている現状において今後鳥取県内水面利用調整委員会にあっせんの申請が行われる見込みがないため、鳥取県内水面利用調整委員会を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県内水面利用調整委員会条例は、廃止する。 (2) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする。 イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例

鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県公益認定等審議会	(1) 略 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項	鳥取県公益認定等審議会	(1) 略 (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第1項に規定する事項
		鳥取県内水面利用調整委員会	鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）第2条に規定する事項
略		略	

条 例 名 等	包括外部監査契約の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結するため、同法第252条の36第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 契約の相手方</p> <p>住 所 鳥取市吉方温泉一丁目561番地2 アルファスマート吉方温泉705号</p> <p>氏 名 上原 武</p> <p>資 格 税理士</p> <p>(2) 契約の始期</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>(3) 費用の算定方法</p> <p>9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する</p> <p>(4) 費用の支払方法</p> <p>監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。</p>

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部を改正する条例															
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>令和2年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、次の事項を主な内容とする所要の改正を行う。</p> <p>(1) 法人事業税に係る電気供給業の収入金額課税制度の見直し</p> <p>(2) 法人税(国税)の連結納税制度の見直しに伴う法人県民税・法人事業税の対応</p> <p>(3) 個人県民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し</p> <p>2 概要(主なもの)</p> <p>(1) 法人事業税に係る電気供給業の収入金額課税制度の見直し</p> <p>電気供給業のうち発電・小売部門の2割程度を所得課税又は外形標準課税とし、標準税率を次のとおりとする。(送配電部門は収入金額課税を維持)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 門</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">発電・小売</td> <td style="text-align: center;">資本金1億円超</td> <td style="text-align: center;">収入割 1.3%</td> <td style="text-align: center;">収入割 1.05% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金1億円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">収入割 1.05% 所得割 1.85%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">送配電</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">収入割1.3%(現行どおり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税率は特別法人事業税を含む。</p> <p>【減収に対する財源確保策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直す。(基準法人収入割額の30%→40%)</li> <li>・発電装置に関する軽油引取税の課税免除、固定資産税の課税標準の特例を廃止し、減収を緩和する。</li> </ul> <p>(2) 法人税(国税)の連結納税制度の見直しに伴う法人県民税・法人事業税の対応</p> <p>法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされたが、損益通算及び欠損金については、連結納税制度と同様に、企業グループ内の通算を可能としている。法人県民税・法人事業税については、法人税と異なり、従来から各法人を納税単位としていることから、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算等の影響が及ばないようにする等の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 個人県民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未婚のひとり親について寡婦(夫)控除を適用する。</li> <li>・子どもがいる寡夫の控除額(現行:26万円)を子どもがいる寡婦と同額(30万円)とする。</li> <li>・非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととする。</li> </ul> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は令和2年4月1日とする。ただし、2の(2)については、令和4年4月1日とし、2の(3)については、令和3年1月1日とする。</p> <p>(2) その他所要の措置を講ずる。</p>	部 門	区 分	改正前	改正後	発電・小売	資本金1億円超	収入割 1.3%	収入割 1.05% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	資本金1億円以下		収入割 1.05% 所得割 1.85%	送配電	—	収入割1.3%(現行どおり)	
部 門	区 分	改正前	改正後													
発電・小売	資本金1億円超	収入割 1.3%	収入割 1.05% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%													
	資本金1億円以下		収入割 1.05% 所得割 1.85%													
送配電	—	収入割1.3%(現行どおり)														

<参考>

その他の税制改正の内容

- (1) たばこ税に係る軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し  
軽量な葉巻たばこ（1本あたりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。（令和3年9月までに段階的に引上げ）
- (2) ゴルフ場利用税の非課税範囲の拡大  
オリンピック等の国際的な規模の競技会、その公式練習及び国民体育大会の公式練習に係る非課税措置を創設する。
- (3) 森林環境譲与税の見直し  
令和6年度までの譲与に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用できることとし、令和2年度から令和6年度までの譲与額を見直す。
- (4) 法人住民税・法人事業税に係る地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
- (5) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大  
個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を対象とし、申告及び納入を電子化する。（令和3年10月以後に行う申告及び納入から適用）
- (6) 延滞金・還付加算金の割合の引下げ

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前																					
<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>		<p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 法人の事業税</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の25第13項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		略		(3) 法人の事業税	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の25第13項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の25第13項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 法人の事業税</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の25第11項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		略		(3) 法人の事業税	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の25第11項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の25第11項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p>	略	
略																							
(3) 法人の事業税	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の25第13項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の25第13項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p>	略																	
略																							
イ	<p>法第72条の25第13項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第13項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p>																						
略																							
略																							
(3) 法人の事業税	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の25第11項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の25第11項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p>	略																	
略																							
イ	<p>法第72条の25第11項、 第72条の26第4項又は第72条の28第2項、第72条の29第2項若しくは第4項において準用する法第72条の25第11項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額</p>																						
略																							
2～5 略		2～5 略																					
<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>		<p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2) に及び (3) に掲</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		事業	額	(1) (2) に及び (3) に掲	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2) に掲げる事業以外の事</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		事業	額	(1) (2) に掲げる事業以外の事	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p>	略	
事業	額																						
(1) (2) に及び (3) に掲	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p>	略																	
略																							
イ	<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p>																						
略																							
事業	額																						
(1) (2) に掲げる事業以外の事	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ</td> <td> <p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	略		イ	<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p>	略																	
略																							
イ	<p>法第72条の4第1項各号に掲げる法</p>																						
略																							



<p>げる事業 以外の事業</p>	<p>人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（<u>法第72条の24の7第6項</u>に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（<u>以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。</u>）</p>		<p>業</p>	<p>人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人（<u>法第72条の24の7第5項</u>に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。）、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（<u>次条第1項の表</u>において「外形標準課税対象外法人」という。）</p>	
<p>(2) 電気供給業 <u>((3)に掲げる事業を除く。)</u>、ガス供給業 (<u>法第72条の2第1項第2</u></p>	<p>収入割額</p>		<p>(2) 電気供給業、ガス供給業（<u>ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項</u>に規定する一般ガス導管事</p>	<p>収入割額</p>	

号に規定するガス供給業をいう。以下この節において同じ。)及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)

業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)及び保険業(貿易保険の事業を含む。以下この節において同じ。)

(3) 電気供給業のうち、小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規定する

ア 外形標準課税対象法人

収入割額、加付価値額及び資本金割額

小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。)及び発電事業等(同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。)		の合算額
	イ 外形標準課税対象 外法人	収入割及び所得割の合算額

2～5 略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものによる。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

2 略

--	--	--

2～5 略

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業	課税標準		
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人	付加価値割	各事業年度の付加価値額
		資本割	各事業年度の資本金等の額
		所得割	各事業年度の所得
	外形標準課税対象外法人	所得割	各事業年度の所得
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	収入割		各事業年度の収入金額

2 略

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) 及び(3) に掲げる事業以外の事業	略		
(2) 電気供給業 供給業 ((3)に掲げる事業を除く。)、ガス供給業及び保険業	電気供給業 (小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、 ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の1
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等	外形標準課税対象法人 (受託法人を除く。)	各事業年度の収入金額	100分の0.75
		各事業年度の付加価値額	100分の0.75
		各事業年度の資本均等の額	100分の0.15
	外形標準課税対象法人 (受託法人に限る。)	各事業年度の収入金額	100分の0.75
	外形標準課税対象外法人	各事業年度の収入金額	100分の0.75

(法人の事業税の税率)

第58条 略

2 次項から第5項までに掲げる法人以外の法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1) (2) に掲げる事業以外の事業	略		
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の1

	各事業年度の所得の金額	100分の1.85
--	-------------	-----------

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業（(3)に掲げる事業を除く。）、ガス供給業及び保険業	各事業年度の収入金額	100分の1
(3) 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等	各事業年度の収入金額	100分の0.75
	各事業年度の所得の金額	100分の1.85

5 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第13項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略
---

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する

--	--	--	--

3 略

4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1) (2)に掲げる事業以外の事業	略	
(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業	各事業年度の収入金額	100分の1

5 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略
---

(住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第88条 略

2 略

3 法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する

認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第11項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第11項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第8項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第11項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の申告納付）

第120条 略

2 前項の申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第74条の6第3項に規定する書類

(2)・(3) 略

3～5 略

（ゴルフ場利用税の税率の特例）

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付しなければならない。

4 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が提出する第1項の申告書には、当該住宅が高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の施行令で定めるものであることを証明する書類を添付しなければならない。

5 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の14第1項（法附則第11条第9項又は第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第2項の書類を、法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては第3項の書類を、法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前項の書類を、第84条第1項の申告書に添付しなければならない。

（たばこ税の申告納付）

第120条 略

2 前項の申告書には、法第74条の10第1項の総務省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第74条の6第2項に規定する書類

(2)・(3) 略

3～5 略

（ゴルフ場利用税の税率の特例）

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

(1)・(2) 略

(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会に準ずる競技会の競技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。）

2・3 略

（自動車税の課税免除）

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）の用に供するもの

ア～ウ 略

エ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7)～(11) 略

（環境性能割に係る更正、決定等に関する通知）

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第171条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(3) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手

(4) 国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会に準ずる競技会の競技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。）

2・3 略

（自動車税の課税免除）

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）の用に供するもの

ア～ウ 略

エ 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7)～(11) 略

（環境性能割に係る更正、決定等に関する通知）

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第170条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正す

る。

改正後		改正前	
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第10条 当分の間、前条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>		<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第10条 当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中の延滞金に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
前条第1項	年14.6パーセントの割合	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合	
	税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は年7.3パーセント	税額（同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額を除く。）にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超えるときは、年7.3パーセントの割合）とし、同表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間については当該特例基準割合	
前条第2項	年14.6パーセント	次条に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合	
	年7.3パーセント	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加	



ント) の割合	算した割合が年7.3パーセントを 超えるときは、年7.3パーセント の割合))
------------	---

2. 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得控除)

第23条 所得割の課税標準の算定に当たっては、法第34条の定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を、それぞれ前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(知事権限の委任)</p> <p>第4条 法、施行令、総務省令、この条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和29年鳥取県条例第27号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に関する知事の権限に属する事務は、次に掲げる事項を除くほか、課税地を所管する県税事務所に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第58条第4項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額又は個別帰属法人税額(第20条第13号に規定する個別帰属法人税額をいう。第9条において同じ。)の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p>

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 法人の県民税	略	略
イ	法第53条第1項、第2項又は第31項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
ウ	法第53条第1項、第2項又は第31項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	略
エ	法第53条第34項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日(法第53条第35項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はそ

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合(次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 法人の県民税	略	略
イ	法第53条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	略
ウ	法第53条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額	略
エ	法第53条第22項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日(法第53条第23項の規定の適用がある場合であって、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間又はそ

	の期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間		の期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
オ 法人税法 (昭和40年法律第34号) 第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額	当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間	オ 法人税法 (昭和40年法律第34号) 第75条の2第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間の所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額	当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第75条の2第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間
		カ 法人税法第81条の24第1項の規定により提出期限が延長された申告書に係る連結法人税額(法第53条第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この表及び第40条第5項において同じ。)の課税標準の算定期間の法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得に対する連結法人税額に係る個別帰属法人	当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から法人税法第81条の24第1項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間

略		

2～5 略

(延滞金の割合の特例)

第10条 略

2 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及び同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 資本金等の額 法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。

(14) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

3 略

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円

	税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額
略	

2～5 略

(延滞金の割合の特例)

第10条 略

2 当分の間、前条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額に係る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(12) 略

(13) 個別帰属法人税額 法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。

(14) 資本金等の額 法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。

(15) 略

(法人税割の税率)

第40条 略

2 前項の表(2)イの中小法人等とは、法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社を除く。)又は第21条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものをいう。

3 略

4 第2項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属

以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

- 5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

（法人の県民税の申告納付）

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定により、同条第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 法第53条第1項、第31項及び第35項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定により申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

- 3 法人税法第71条第1項若しくは同法第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から6月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

- 4 特定法人（法第53条第56項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第55項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない

法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

- 5 法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

6 略

（法人の県民税の申告納付）

第43条 県民税を申告すべき法人は、法第53条の規定によって、同条第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 法第53条第1項、第4項、第19項及び第23項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書（同条第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、法第55条第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した税額を納付することができる。

- 3 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下この項、第53条の20及び第61条第3項において同じ。）開始の日から6月の期間中において県内に当該法人の寮等のみが所在する場合は、第1項（法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

- 4 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人（法第23条第1項第3号イに規定する内国法人をいう。以下同じ。）は、第1項の規定にかかわらず、法第53条第46項に規定する方法により同項の申告を行わなければならない

い。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第55項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

(法人の県民税の徴収猶予の申請)

第45条の2 法人の県民税の納税義務者は、法第55条の2第1項の規定により徴収猶予を申請する場合には、法第55条の2第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度又は法第52条第2項第3号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略
---

(法人の区分経理の義務)

第56条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の施行令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、

い。

5 略

6 前項の申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類とは、それぞれ法第53条第46項に規定する申告書記載事項、納税申告書、添付書類記載事項又は添付書類をいう。

(法人の県民税の徴収猶予の申請)

第45条の2 法人の県民税の納税義務者は、法第55条の2第1項又は法第55条の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、法第55条の2第6項又は法第55条の4第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(法人の均等割の税率の特例)

第53条の20 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。

略
---

(法人の区分経理の義務)

第56条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の施行令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。）で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、

それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度の開始の日から <u>6月経過日</u> （ <u>法第72条の26第1項に規定する6月経過日をいう。</u> ）から2月以内の期間
略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定により申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第61条の3 略

2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の39の2第1項の規定により徴収猶予を申請する場合には、法第72条の39の2第6項の施行令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、

それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第11項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

法人	期間
略	
(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人	当該法人の当該事業年度の開始の日から <u>6月を経過した日から2月以内の期間</u>
略	

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 略

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき（当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人（同条第12号の7に規定する連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係（第62条第4項において「連結完全支配関係」という。）がある同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人（第62条第4項において「連結親法人」という。）が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の31第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第61条の3 略

2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の39の2第1項又は法第72条の39の4第1項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、法第72条の39の2第6項又は法第72条の39の4第6項の施行

申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(新設法人等の届出)

第62条 略

2・3 略

令に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

(新設法人等の届出)

第62条 略

2・3 略

4. 法人税法第4条の2の承認を受けた法人は、承認を受けた日から2月以内に、その承認を受けた日並びに当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の名称及び事務所又は事業所の所在地（当該法人が連結親法人である場合にあっては、その旨）を知事に届け出なければならない。

5. 法人税法第4条の5第1項若しくは第2項の規定により同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされ、又は同法第4条の5第3項の承認を受けた法人は、同法第4条の2の承認を取り消され、若しくは取り消されたものとみなされた日又は同法第4条の5第3項の承認を受けた日から2月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の<u>変更記録</u>を受けるべき自動車 当該<u>変更記録</u>を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該<u>変更記録</u>を受けたときは、当該<u>変更記録</u>の時）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告)</p>	<p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式によって、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の<u>記入</u>を受けるべき自動車 当該<u>記入</u>を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該<u>記入</u>を受けたときは、当該<u>記入</u>の時）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の賦課徴収に関する申告)</p>



第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

第144条 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第12条の規定による変更登録若しくは移転登録の申請又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の手続をする場合には、法第177条の13第1項の総務省令で定める様式によって、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を知事に提出しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県税条例第137条及び第137条の15の改正規定 公布の日
- (2) 第2条、次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条、附則第4条並びに附則第5条第2項及び第3項の規定 令和4年4月1日
- (4) 第4条の規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日

##### (延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（次条において「3年新条例」という。）第10条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

##### (個人の県民税に関する経過措置)

第3条 3年新条例第23条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

##### (法人の県民税に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下「4年新条例施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が4年新条例施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の県民税について適用する。

2 4年新条例施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の県民税及び4年新条例施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した連結事業年度を含む。）に係る法人の県民税については、第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

##### (法人の事業税に関する経過措置)

第5条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、4年新条例施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

3 4年新条例施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4年新条例施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第6条 施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第127条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

（規則への委任）

第7条 第201回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の規定の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

条例名等	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を改める。</p> <p>2 概要 (1) 事務事業の見直し及び業務量の減少等により、知事の事務部局の職員の定数を4人減員し、2,817人に改めること。 (2) 高等学校の学級の減等により、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を16人減員し、2,228人に改めること。 (3) 業務適正化導入に伴う知事部局における財務事務監査機能の強化(会計管理局の財務事務監査担当職員を1人増員)により、監査委員事務局の職員の定数を1人減員し、13人に改めること。 (4) 発電所大規模改修業務の減により、企業局の職員の定数を3人減員し、56人に改めること。 (5) 小・中学校の学級の減等により、県費負担教職員の定数を5人減員し、4,024人に改めること。</p> <p>3 施行期日 令和2年4月1日</p>

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,817人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,807人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,228人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,027人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>201人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>13人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>56人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,024人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,821人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,811人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,244人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,045人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>199人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>14人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,029人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例名等	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員に関する制度が設けられたことに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、それぞれの任用形態及び任用手続に応じた方法によることができるよう、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要          (1) 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができるものとする。          (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。</p>

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条 例 名 等	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>(1) 提出理由                  職員の特殊勤務手当が業務実態を適切に反映したものとなるよう手当の支給対象業務及び支給額を見直す。                  ※見直しにあたっては、本年度、全部局を対象とした実態調査を実施。</p> <p>(2) 概 要</p> <p>ア 皆成学園に勤務する保育士に支給する児童生活支援業務手当の額を、月額 22,000 円 (現行 月額 11,000 円) に引き上げる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 (見直し理由)                  近年、皆成学園の入所者は障がい重度化してから入所する傾向があり、公務災害が増えるなど対応の困難さが以前より増大している状況を踏まえ、手当額の引き上げを行うもの。             </div> <p>イ 原子力環境センターの職員が行う放射線の照射を伴う調査研究業務を、放射線取扱業務手当の支給対象に加える。(日額 300 円)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 (見直し理由)                  平成28年の原子力環境センター設置により新たに生じた業務であり、一般の職員が放射線物質を装備した機器を用いて放射線を照射し、極めて強い精神的緊張感の生じる状況下において業務を行っている状況を踏まえ、新たに手当の対象業務とするもの。             </div> <p>ウ 児童福祉法の改正に伴い、一時保護の解除後の児童の家庭環境の調整や当該児童の状況把握など安全確保が都道府県の業務として明文化されたことにより、困難折衝等業務手当の規定を整備する。(日額 600 円又は 1,200 円)</p> <p>エ 施行期日は、令和2年4月1日とする。</p> <p>2 警察職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>(1) 提出理由                  天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、職員が天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛の作業に従事した場合に支給される身辺警護手当 (以下「天皇等の身辺警護手当」という。) について、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 概 要</p> <p>ア 天皇等の身辺警護手当の支給の対象となる側近警衛の対象者に、上皇、上皇后、皇嗣及び皇嗣妃を加える。</p> <p>イ 施行期日は、公布の日とする。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務(次号及び第5号に掲げる業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ロからハまでの規定</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(児童生活支援業務手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき22,000円とする。</p> <p>(放射線取扱手当)</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 医療用放射線取扱作業に従事する診療放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認め</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務(次号及び第5号に掲げる業務を除く。)に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ロからハまでの規定</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(児童生活支援業務手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき、<u>次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号の業務 22,000円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の業務 11,000円</u></p> <p>(放射線取扱手当)</p> <p>第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合<u>(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法により認められた場合に限る。)</u>に支給する。</p> <p>(1) 医療用放射線取扱作業に従事する診療放射線技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。</p>



<p>られた場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項第1号に規定する区域において職員が放射線を照射する作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、<u>次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号及び第2号の業務 職員が業務に従事した月1月につき5,500円</u></p> <p>(2) <u>前項第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、<u>職員が業務に従事した月1月につき5,500円とする。</u></p>
--	--

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が天皇又は皇后、<u>上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の側近警衛の作業に従事したとき。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(身辺警護手当)</p> <p>第19条 身辺警護手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が天皇又は皇后、<u>皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛の作業に従事したとき。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

